

福祉用具購入費等受領委任に係る誓約書

（宛先）和歌山市長

- 1 介護保険の保険給付の対象となる福祉用具販売等に関しては、関係法令及び和歌山市介護保険居宅介護（予防）福祉用具購入費受領委任払取扱要綱を遵守します。
- 2 居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者（以下「利用者」という。）から特定福祉用具等の提供を求められた場合には、その者の提示する負担割合証及び被保険者証によって、利用者負担の割合を確認し、支払方法変更の記載、保険給付差止めの記載又は給付額減額等の記載を受けていないことを確かめます。
- 3 特定福祉用具等の提供に当たっては、他の利用者との公平性・公正性を確保します。
- 4 申請書に記載した事項に変更があったときには、速やかにその内容及びその年月日を市長に届け出ます。

以上のことを誓約します。

なお、以上の誓約を破った場合、登録を取り消されても異議はありません。

年 月 日

住所

法人名称等

代表者職氏名

⑩